

## 戸田市野球連盟規約 細則

### 第1章 会費

#### 第1条 年間登録費、大会参加費、新規加入費などの規定

チームの登録費は、年間15,000円とする。

新規加入費は、3,000円とする。

春季大会参加費は、12,000円とする。

秋季大会参加費は、12,000円とする。

会長旗杯参加費は、12,000円とする。

尚、再加入であっても、最下部該当なら新規加入として扱うものとする。

#### 付則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

令和3年8月1日改定。

令和5年12月10日改定。

## 戸田市野球連盟運営要綱

第1条 この要綱は、戸田市野球連盟規約（以下「規約」という。）第27条の規定に基づき、戸田市野球連盟（以下「連盟」という。）の円滑な運営を図るために必要な事項を定める。

第2条 事務局は次の各号に掲げる事項を立案し管理する。

1. 事業計画の立案に関する事。
2. 予算、決算の調整に関する事。
3. 規約等の改廃手続きに関する事。
4. 文書の收受、管理に関する事。
5. 記録の保存に関する事。
6. 賞品、用具、被服などの購入など管理に関する事。
7. 球場、会議室などの確保に関する事。
8. スポーツ傷害保険加入などの事務手続き。
9. 補助金などの交付に関する事。
10. その他、事務局属する事。

第3条 審判（部）は次の各号に掲げる事項を立案し管理する。

1. 大会運営に関する事。
2. 大会日程及び審判割当てなどに関する事。
3. 野球規則などの解明指導に関する事。
4. 会員の技術指導及び審判講習に関する事。
5. 審判手当の計算及び管理。
6. 派遣審判に関する事。
7. その他、審判（部）に属する事。

第4条 規約などの規定に基づく諸行事に参加するため、次の各号に費用を支給する。

1. 連盟が派遣するチームの、大会参加費の内1万円。
2. 役員のみ外（蕨市、朝霞市、川口市を除く。）の出張については、必要交通費。

第5条 慶弔金及び見舞金の支給については、その都度、会長と理事長が協議して決める。

第6条 市外各種大会に派遣するチームの選考については、連盟を代表するにふさわしいチームとする。

付則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

令和5年12月10日改定。